Challenge & Smile

伊予銀行

◎お問い合わせはお近くの〈いよぎん〉の窓口または

いよぎんテレホンセンター 受付時間／9:00~20:00（銀行休業日は除きます）

0120-64-1414

（2018年4月1日現在）

いよぎん

住宅ローン関連保険商品のおしらせ

～万が一の時に！ 安心できる団体信用生命保険等～

Challenge & Smile

伊予銀行

住宅ローン関連保険商品ラインアップ

住宅ローンの返済途中でお申込人に万が一（死亡・高度障害等）のことが発生した場合に、本人に代わって、生命保険会社・損害保険会社が住宅ローンの残高、および毎月返済金額を支払う制度です。詳しくは、各種「住宅ローン商品パンフレット」・「重要事項説明書」をご覧ください。

			一般（住宅）団信	がん団信	3大疾病団信	ライフサポート団信（全傷病保障）	7大疾病補償（7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険）※2 ※10
			地銀協団信 ※1				
引受保険会社			複数の生命保険会社による共同引受（事務幹事会社：明治安田生命）〈「就業不能事由」のみ明治安田生命〉				東京海上日動火災保険株式会社 ※3
保険金支払事由と支払額	死亡高度障害		死亡されたときもしくは所定の高度障害状態になられたときに住宅ローンの残高を保障します				―
	3大疾病	がん	―	所定のがんと医師により診断確定されたときに住宅ローン残高を保障します			所定の就業障害状態が30日間の免責期間を超えて1年間継続した場合、住宅ローンの残高を補償します
		急性心筋梗塞 脳卒中	―	―	治療を目的として手術を受けたとき、または60日以上所定の状態が継続したときに、住宅ローンの残高を保障します		
	5大疾病	高血圧性疾患 糖尿病 慢性腎不全 肝硬変	―	―	―	ケガや病気により所定の就業不能状態が12ヵ月を超えて継続したときに、住宅ローンの残高を保障します	
		慢性膵炎	―	―	―		―
	上記以外の傷病 ※4		―	―	―		―
	毎月のローン返済額補償 ※5		―	―	―	ケガや病気により所定の就業不能状態が3ヵ月を超えて継続したときに毎月のローン返済額を保障します（4～12ヵ月）	所定の就業障害状態が30日間の免責期間を超えて継続した場合の毎月のローン返済額を補償します（1年間限度）
	リビングニーズ		―	余命6ヵ月以内と判断されたときに、住宅ローンの残高を保障します	―	―	―
借入（保険）金額				30万円以上1億円以内			1億円以内
加入時年齢			満20歳以上70歳以下		満20歳以上50歳以下		満20歳以上50歳以下
自動脱退年齢継続加入（完済）年齢			81歳以下 ※6	81歳以下	75歳以下		79歳以下
返済方法				元利均等・元金均等			元利均等のみ
債務形態			単独債務・連帯債務	単独債務・連帯債務（夫婦のみ）			単独債務のみ
中途加入・脱退			―	不可			可
その他申込条件			―	―	―	―	地銀協団信に加入
所定診断書の要・不要			原則不要 ※7	5,000万円を超える場合	5,000万円を超える場合	5,000万円を超える場合	不要 ※8
連帯債務の団信保険割合 ※9（債務者単位）			連帯債務（親子・夫婦）：50% 夫婦連生：100%	連帯債務（夫婦）：50%　※夫婦連生の取扱いはありません			連帯債務の取扱いはありません
金利上乗せ			夫婦連生以外：なし（銀行負担） 夫婦連生：+年0.2%	+年0.1%	+年0.3%	+年0.3%	金利上乗せなし（月額保険料支払）

※1.他の地銀で加入した地銀協団信も合算して、お一人あたりの限度額は住宅団信単体で2億円、がん団信・3大疾病団信・ライフサポート団信を通算して2億円となります。がん団信・3大疾病団信・ライフサポート団信単体はそれぞれ1億円が限度、かつ3契約通算して1億円が限度となります。　※2.略称：7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険（正式名称：団体長期障害所得補償基本特約、債務返済支援特約、債務一括返済支援特約、特定生活習慣病のみ補償特約、特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ補償特約（任意）付帯総合生活保険）。　※3.ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。【代理店】伊予トータルサービス株式会社　〒790-0067 松山市大手町2-5-41 TEL089-943-2514　※4.8大疾病以外の支払事由（就業不能状態）の原因になることが想定される主な傷病、神経系の疾患（脊髄小脳変性症・パーキンソン病・アルツハイマー型認知症）、損傷・中毒及びその他の外因の影響（骨折・脳挫傷・頚髄損傷・外傷性くも膜下出血）、筋骨格系及び結合組織の疾患（変形性膝関節症）。　※5.ライフサポート団信の場合は、3大疾病以外の疾病・傷病。7大疾病の場合は7大疾病に罹患した場合のみ。　※6.連帯債務で親子の場合は、親が満70歳に達すると同時にその方の保険は自動的に他の連帯債務者（子）に承継されます。　※7.告知内容によっては、保険会社から追加で診断書等健康状態に関する資料の提出を依頼される場合があります。　※8.加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。　※9.連帯債務で返済をする場合は、団体信用生命保険からの保険金の支払いによって、もう一方の債務者（連帯債務者）のローンが免除される場合は、免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。　※10.この保険商品に関するお客様とのお取引が、保険以外の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。この保険は預金等ではなく、預金保険の支払の対象とはなりません。

MY-A-18-LF-002637